（その１）

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
収	収	斉	さ ミ ク	○	○

令和7年分
○　開催分）

（ふりがな）　じゅんしんかい

1 政治団体の名称　淳心会

2 主たる事務所の所在地　東京都新宿区市谷砂土原町２－１－３－４０３
宇都宮方

3 代表者の氏名　（姓）宇都宮　崇人

4 会計責任者の氏名　（姓）本田　正美

事務担当者の氏名
（姓）八代田　京子
（電話）03-3508-7621
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名等	（姓）小川　（名）淳也
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
8.3.04
収支公開室
第　号

23 号
8.1.14
東京都選挙管理委員会
事務局

0165

102450

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,442,830
（前年からの繰越額）	10,805,869
（本年の収入額）	1,636,961
支　出　総　額	193,273
翌年への繰越額	12,249,557

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,624,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,624,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,624,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	12,961	
	合　　計	12,961	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	宇都宮崇人	4,000	R7/1/14	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
2	宇都宮崇人	4,000	R7/2/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
3	宇都宮崇人	4,000	R7/3/10	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
4	宇都宮崇人	4,000	R7/4/7	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
5	宇都宮崇人	4,000	R7/5/12	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
6	宇都宮崇人	4,000	R7/6/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
7	宇都宮崇人	4,000	R7/7/8	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
8	宇都宮崇人	4,000	R7/8/6	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
9	宇都宮崇人	4,000	R7/9/5	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
10	宇都宮崇人	4,000	R7/10/8	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
11	宇都宮崇人	4,000	R7/11/6	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
12	宇都宮崇人	1,000,000	R7/12/6	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
13	宇都宮崇人	4,000	R7/12/8	新宿区市谷砂土原町2-1-3-403	会社役員	
14	(小計)	1,048,000				
15	城間波留人	4,000	R7/1/14	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
	この頁の小計	1,052,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
16	城間波留人	4,000	R7/2/5	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
17	城間波留人	4,000	R7/3/10	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
18	城間波留人	4,000	R7/4/7	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
19	城間波留人	4,000	R7/5/12	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
20	城間波留人	4,000	R7/6/5	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
21	城間波留人	4,000	R7/7/8	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
22	城間波留人	4,000	R7/8/6	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
23	城間波留人	4,000	R7/9/5	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
24	城間波留人	4,000	R7/10/8	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
25	城間波留人	4,000	R7/11/6	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
26	城間波留人	4,000	R7/12/8	港区三田４－１８－２０－８０１	会社社長	
27	（小計）	48,000				
28	柿田徳宏	4,000	R7/1/14	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
29	柿田徳宏	4,000	R7/2/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
30	柿田徳宏	4,000	R7/3/10	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
31	柿田徳宏	4,000	R7/4/7	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
32	柿田徳宏	4,000	R7/5/12	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
33	柿田徳宏	4,000	R7/6/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
34	柿田徳宏	4,000	R7/7/8	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
35	柿田徳宏	4,000	R7/8/6	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
36	柿田徳宏	4,000	R7/9/5	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
37	柿田徳宏	4,000	R7/10/8	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
38	柿田徳宏	4,000	R7/11/6	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
39	柿田徳宏	4,000	R7/12/8	文京区千石３－１２－１５	弁護士	
40	(小計)	48,000				
41	矢下恭子	4,000	R7/1/14	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
42	矢下恭子	4,000	R7/2/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
43	矢下恭子	4,000	R7/3/10	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
44	矢下恭子	4,000	R7/4/7	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
45	矢下恭子	4,000	R7/5/12	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
46	矢下恭子	4,000	R7/6/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
47	矢下恭子	4,000	R7/7/8	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
48	矢下恭子	4,000	R7/8/6	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
49	矢下恭子	4,000	R7/9/5	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
50	矢下恭子	4,000	R7/10/8	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
51	矢下恭子	4,000	R7/11/6	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
52	矢下恭子	4,000	R7/12/8	大田区新蒲田２－８－２－７０１	無職	
53	（小計）	48,000				
54	塚本俊介	4,000	R7/1/14	杉並区久我山5-14-14	会社員	
55	塚本俊介	4,000	R7/2/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
56	塚本俊介	4,000	R7/3/10	杉並区久我山5-14-14	会社員	
57	塚本俊介	4,000	R7/4/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
58	塚本俊介	4,000	R7/5/12	杉並区久我山5-14-14	会社員	
59	塚本俊介	4,000	R7/6/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
60	塚本俊介	4,000	R7/7/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
61	塚本俊介	4,000	R7/8/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
62	塚本俊介	4,000	R7/9/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
63	塚本俊介	4,000	R7/10/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
64	塚本俊介	4,000	R7/11/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
65	塚本俊介	4,000	R7/12/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
66	（小計）	48,000				
67	水野晋之介	4,000	R7/1/14	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
68	水野晋之介	4,000	R7/2/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
69	水野晋之介	4,000	R7/3/10	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
70	水野晋之介	4,000	R7/4/7	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
71	水野晋之介	4,000	R7/5/12	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
72	水野晋之介	4,000	R7/6/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
73	水野晋之介	4,000	R7/7/8	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
74	水野晋之介	4,000	R7/8/6	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
75	水野晋之介	4,000	R7/9/5	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
76	水野晋之介	4,000	R7/10/8	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
77	水野晋之介	4,000	R7/11/6	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
78	水野晋之介	4,000	R7/12/8	世田谷区三軒茶屋２－１３－２０－４０４	会社員	
79	（小計）	48,000				
80	田村剛史	4,000	R7/1/14	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
81	田村剛史	4,000	R7/2/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
82	田村剛史	4,000	R7/3/10	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
83	田村剛史	4,000	R7/4/7	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
84	田村剛史	4,000	R7/5/12	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
85	田村剛史	4,000	R7/6/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
86	田村剛史	4,000	R7/7/8	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
87	田村剛史	4,000	R7/8/6	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
88	田村剛史	4,000	R7/9/5	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
89	田村剛史	4,000	R7/10/8	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
90	田村剛史	4,000	R7/11/6	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
91	田村剛史	4,000	R7/12/8	東京都港区高輪４－２１－１４	会社員	
92	（小計）	48,000				
93	三谷淳	4,000	R7/1/14	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
94	三谷淳	4,000	R7/2/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
95	三谷淳	4,000	R7/3/10	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
96	三谷淳	4,000	R7/4/7	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
97	三谷淳	4,000	R7/5/12	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
98	三谷淳	4,000	R7/6/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
99	三谷淳	4,000	R7/7/8	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
100	三谷淳	4,000	R7/8/6	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
101	三谷淳	4,000	R7/9/5	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
102	三谷淳	4,000	R7/10/8	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
103	三谷淳	4,000	R7/11/6	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
104	三谷淳	4,000	R7/12/8	横浜市西区高島1-2-5-3F	弁護士	
105	（小計）	48,000				
	この頁の小計	52,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
106	二子石寛	4,000	R7/1/14	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
107	二子石寛	4,000	R7/2/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
108	二子石寛	4,000	R7/3/10	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
109	二子石寛	4,000	R7/4/7	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
110	二子石寛	4,000	R7/5/12	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
111	二子石寛	4,000	R7/6/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
112	二子石寛	4,000	R7/7/8	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
113	二子石寛	4,000	R7/8/6	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
114	二子石寛	4,000	R7/9/5	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
115	二子石寛	4,000	R7/10/8	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
116	二子石寛	4,000	R7/11/6	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
117	二子石寛	4,000	R7/12/8	東京都新宿区市谷左内町28-Ⅱ-301	会社員	
118	(小計)	48,000				
119	鰔川宏樹	4,000	R7/1/14	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
120	鰔川宏樹	4,000	R7/2/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
	この頁の小計	56,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
121	鰰川宏樹	4,000	R7/3/10	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
122	鰰川宏樹	4,000	R7/4/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
123	鰰川宏樹	4,000	R7/5/12	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
124	鰰川宏樹	4,000	R7/6/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
125	鰰川宏樹	4,000	R7/7/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
126	鰰川宏樹	4,000	R7/8/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
127	鰰川宏樹	4,000	R7/9/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
128	鰰川宏樹	4,000	R7/10/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
129	鰰川宏樹	4,000	R7/11/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
130	鰰川宏樹	4,000	R7/12/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
131	（小計）	48,000				
132						
	この頁の小計	40,000				
	その他の寄附	144,000				
	合　　計	1,624,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	60,192	0	
小計	60,192	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	133,081	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	133,081	0	
合計	193,273		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	60,192				
	合計	60,192				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					ChatGPT Pro Subscription	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	4月分	34,078	R7/4/2	OpenAI, LLC	548 Market Street PMB 97273 San Francisco,California 94104-5401 United States	
2	5月分	33,272	R7/5/2	OpenAI, LLC	548 Market Street PMB 97273 San Francisco,California 94104-5401 United States	
3	6月分	32,837	R7/6/2	OpenAI, LLC	548 Market Street PMB 97273 San Francisco,California 94104-5401 United States	
4	7月分	32,894	R7/7/2	OpenAI, LLC	548 Market Street PMB 97273 San Francisco,California 94104-5401 United States	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	133,081				
	その他の支出	0				
	合計	133,081				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　1月　10日

政治団体の名称　淳心会

会計責任者の氏名　本田　正美

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年１月３日

淳　心　会
代表　宇都宮　崇人　殿

登録政治資金監査人　木村幸治　印
登　録　番　号　第　３３４　号
研修修了年月日　平成21年１月29日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、淳心会の令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、淳心会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三名町569-3の事務所で行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出目の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

３　業務制限

淳心会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、淳心会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上